

首相の靖国神社参拝に強く抗議します

本日、8月15日、小泉首相が国内外の強い反対を無視して靖国神社への参拝を強行したことに私たちは強く抗議するものです。

本日は、2000万人以上のアジアの人々と310万人にのぼる日本国民に犠牲を強いた日本軍国主義による15年にわたる侵略戦争が終結して61年目にあたる記念日です。政府と総理大臣のすべきことは、過去の侵略戦争への深い反省にたって、平和憲法を生かした外交への決意を表明すべき日です。

小泉首相自身、昨年4月22日、インドネシアで開催されたバンドン会議50周年記念首脳会議で、アジア各国の首脳を前に「わが国はかつて植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。こうした歴史の事実を謙虚に受けとめ、痛切なる反省と心からのおわびの気持ちを常に心に刻」むと演説しました。

ところが、靖国神社はアジア太平洋戦争を「アジア解放」の為の正義の戦争だとし、日本の戦争責任を裁いた連合国による極東国際軍事裁判（東京裁判）で有罪判決を受け、処刑されたA級戦犯も「昭和殉難者」として祀っています。東京裁判の判決を受け入れ、アジア太平洋戦争が間違った侵略戦争であったと認めることは、日本が戦後に国際社会に復帰するにあたっての国際的な約束であり、先の小泉首相の演説もその立場にたっているはずですが、にもかかわらず、あえて8月15日という日を選んで、再び参拝を強行したことは、アジアにおける平和のための共同を阻害し、日本外交をいっそうゆきずまらせるものです。

また、「公約の実行」であることを公言し、事実上「職務行為」として特定の神社という宗教施設に参拝したことは、厳格な政教分離を定めた憲法20条3項が禁ずる「宗教的活動」にあたり、憲法違反であることは、福岡地裁（04年4月7日）及び大阪高裁（05年9月30日）での判決が示すところです。

歴史の教訓にそむき、政府自身の国際公約にも反する今回の参拝強行は、断じて許されるものではありません。

私たちは、平和な未来を担う子どもたちの教育に責任を負う教職員として、小泉首相の靖国神社参拝の暴挙に抗議するとともに、憲法と教育基本法の改悪に反対するたたかいに全力をあげることを表明します。

2006年8月15日

内閣総理大臣
小泉純一郎 様

埼玉県高等学校教職員組合